

公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和 7 年 4 月 21 日

収支等命令者

佐賀県立図書館長 古 賀 由 紀 子

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 賃貸借物品の名称 佐賀県立図書館カラー複合機（コイン収納機を含む）
の賃貸借、通常時間外保守委託及び複写サービス単
価契約
- (2) 賃貸借物品の仕様等 別添「仕様書」のとおり
- (3) 納入期限 令和 7 年 6 月 1 日 午前 9 時
- (4) 契約期間 令和 7 年 6 月 1 日から令和 12 年 5 月 31 日まで
- (5) 納入場所 佐賀市城内二丁目 1 番 41 号 佐賀県立図書館 2 階
閲覧室内

2 入札参加資格及び条件

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加すること
のできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129
号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該
当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立て
がなされている者でないこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 佐賀県内に本店又は支店を有すること、また、支店の場合は、県内従業員率が 50%以上又は県内従業員数が 50 人以上であることを証する書類（登記簿等）を添付すること。

3 入札手続に関する事項

- (1) 担当部局の名称

佐賀県立図書館企画・情報課

郵便番号 840-0041

佐賀市城内二丁目1番41号

電話番号 0952-24-2991

FAX番号 0952-25-7049

電子メールアドレス toshokan@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関係書類の交付方法及び交付期間

令和7年4月21日（月）正午から同年4月30日（水）午後5時まで佐賀県ホームページに掲載するとともに、同年4月21日（月）から4月30日（水）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）までの午前9時から午後5時まで、(1)の部局において随時交付する。

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、イの提出期限までに別に定める「競争入札参加資格確認申請書」、「応札物品承認申請書」、「応札物品仕様書」、「履行証明書」及び「営業概要書」を添付の上、(1)の部局に郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けること。

イ 提出期限 令和7年4月30日（水）午後5時まで

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、提出期限までに必着とする。

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和7年5月2日（金）までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札参加者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札参加者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(7)のアからキまでのいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(7)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年5月8日（木）午後2時

イ 場 所 佐賀県立図書館会議室

ウ 提出方法 入札者の直接持参による入札

エ その他 代理人は、必ず委任状を持参すること。

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(7) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号により免除する。

(8) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

(9) 入札の無効

入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札又は次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことができるものと認められるものを提出した者

ケ 1 人で 2 以上の入札をした者

コ 代理人でその資格がないもの

サ アからコまでに掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(10) 入札書に記載する金額

ア 賃借料、通常時間外保守委託料及び複写サービス料をそれぞれ記載すること。

イ アの賃借料、通常時間外保守委託料は、契約期間（60 箇月分）にかかる見積金額を消費税及び地方消費税抜きの金額で、それぞれ入札書に記載すること。

ウ 複写サービス料は、モノクロ、カラーそれぞれの 1 枚あたりの単価を

消費税及び地方消費税抜きの金額で入札書に記載すること。

(11) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、全ての項目が予定価格の範囲内であり、かつ契約期間中の賃借料、通常時間外保守委託料及び複写サービス料の見込額の合計額が最低の申し込みを行った者を落札候補者とし、入札参加資格を有している場合は落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 1 回目の開札の結果落札者がいないときは、直ちに再度入札（1 回目を含め2 回を限度）を行う。

エ 2 回目の開札の結果落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の2 第1 項第8 号の規定により、最終（2 回目）の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者と協議を行う。

(12) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることができない。

(13) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(14) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができる

が、辞退する場合は速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

(15) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

4 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(2) 談合情報のおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(3) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び佐賀県財務規則に定めるところによる。

(4) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約の締結後において、翌年度以降の当該契約に係る予算の減額又は削減があった場合は、契約解除ができるものとする。